

「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）」についての意見を募集します。 ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市では、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現していくことを目指しています。

そのために、手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進に関する条例を制定するため、広く意見を募集します。

1. 募集期間

令和4年11月28日（月）～令和4年12月27日（火）
まで ※必着

2. 意見を提出できる方

- (1)市の区域内に住所を有する方
- (2)市の区域内に通勤、通学する方
- (3)市の区域内で活動する個人または団体

3. 意見の提出方法

別紙「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）に対する意見書」に記入のうえ下記のいずれかの方法により、提出してください。

(1)提出先

- ①障がい者支援課（栄町第2庁舎1階）へ直接提出
（各閲覧場所への提出も可能です）

②郵送で提出：

〒965-8601（住所記載不要）障がい者支援課

③ファックスで提出：F a x 0242-39-1430

④電子メールで提出：

shougaihashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(2)留意事項

- ①意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず氏名・住所・年齢・電話番号を記入してください。
- ②提出していただいた書面はお返しできません。
- ③個々の意見に対し、直接回答はいたしませんのでご了承ください。
- ④お寄せいただいた意見は公表しますが、その際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

4. 閲覧場所

内容は、障がい者支援課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、さらに市のホームページでも見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

【問い合わせ先】

会津若松市健康福祉部 障がい者支援課 給付グループ
電話：0242-39-1241 ファックス番号：0242-39-1430